

新聞広告等における出版物の価格・税額表記について

一般社団法人 日本書籍出版協会

平素は当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、最近、新聞紙面での出版物の広告中の価格表記について、法的に適切ではないもの、読者に分かりにくいもの、再販の表示に問題があるものが散見されます。

法令上、原則として総額表示（税込価格）が義務付けられていますが、現在、特別措置として総額表示の義務が免除（税込価格の表示は不要）となっています（2021年3月31日まで）。

ただし、総額表示をしない（税別の価格だけを表示する）場合は、消費者が税込価格であると誤認しないための防止策が求められており、税別（税抜）価格であるにも拘わらず、その旨を表記しないと法令違反となります。

また、『出版物の価格表示等に関する自主基準』（※別紙）では、「出版社が再販出版物に付する小売価格には「定価」との表示を用いるものとする」と定めています（非再販商品は「価格」「頒価」等）。ご確認の上、徹底をお願いいたします。

なお、表記としては、下記のようなものが考えられます（ご参考例）。

【再販・税別の場合】

定価（本体〇〇〇円＋税）	定価 本体〇〇〇円＋税
定価 本体〇〇〇円 （税別）	定価 本体〇〇〇円（税別）
定価 本体〇〇〇円 （税抜）	定価 本体〇〇〇円（税抜）

【非再販・税別の場合】

本体価格〇〇〇円＋税	価格〇〇〇円＋税
本体価格〇〇〇円（税別）	価格〇〇〇円（税別）
本体価格〇〇〇円（税抜）	価格〇〇〇円（税抜）
本体価格〇〇〇円＋消費税	価格〇〇〇円＋消費税

【再販・税込の場合】

定価△△△円（本体〇〇〇円）	定価△△△円 本体〇〇〇円
定価△△△円（税込）	

【非再販・税込の場合】

価格△△△円（税込）

会員各社におかれましては、今後一層ご留意くださいますようお願い申し上げます。

以上

(別 紙)

出版物の価格表示等に関する自主基準

昭和59年7月12日 公正取引委員会了承
平成13年4月1日 改定

1. 目的及び定義

この自主基準は、出版社が再販売価格を定める出版物と非拘束のものとの併存するために、両出版物を明確に区分けし、読者の誤認を生じさせないことを目的に作成する。

- イ. この自主基準は、出版物の小売価格の表示を適正なものとし、購読者の信頼に応え、著作者の権利を守り、あわせて出版業界の健全な発展に寄与することを目的とする。
- ロ. この自主基準の対象となる出版物とは、市販のために発行されたものであって、すでに購読のために取引されたことがあるもの（いわゆる古書）以外のものをいう。
- ハ. この自主基準において、再販出版物とは出版社が再販売価格(小売価格)を定め、それを維持するために、販売業者との間で締結した再販売価格維持契約（以下、再販契約という）の対象となる出版物をいう。
- ニ. この自主基準において、汚損本等とは、汚れもの、キズもの、半端もの、その他これに準ずるものをいう。

2. 再販出版物の価格表示

- イ. 出版社が再販出版物に付する小売価格には「定価」との表示を用いるものとする。
- ロ. 発行後、出版社の判断により、出版物を再販契約の対象から外したときは、出版社が「定価」との表示を抹消する。
- ハ. 再販契約の対象から外したことを示す明らかな措置(押印)を出版物自体の一定の場所(地)に加えたものは、定価との表示が抹消されたものとみなす。
- ニ. 前項による抹消を意味する措置は、出版社の委任を受けて、出版社以外の者が代行することができる。

3. 非再販出版物の価格表示等

- イ. 出版社は、再販契約の対象としない出版物について、希望小売価格を定め、取次業者及び小売業者に通知するほか、出版物自体に表示することができる。
- ロ. 希望小売価格には「定価」「正価」等拘束価格を意味する表現、又は表示を用いてはならない。
- ハ. 「定価」との表示を抹消した出版物を販売する場合には、購読者の便宜のため、非再販出版物である旨の適当な表示(証票等)を用いなければならない。

4. 汚損本等の取り扱い

- イ. 汚損本等は、再販契約の対象から外れるものとする。
- ロ. 汚損本等にあたる出版物について新本である旨の表現、又は表示をしてはならない。
- ハ. 汚損本等にあたる出版物を販売する場合には、汚損本等である旨の適当な表示を用いなければならない。

備 考

この自主基準の運用にあたっては、公正取引委員会事務総局と密接な連絡をとるものとする。

(以上)